

日本税理士会連合会  
中 央 経 済 社 編

# 国 税 通 則 法 規 集

〈昭和58年6月1日現在〉

- ① 国 税 通 則 法
- ② 国 税 通 則 法 施 行 令
- ③ 国 税 通 則 法 施 行 規 則
- ④ 国 税 徴 収 法
- ⑤ 国 税 徴 収 法 施 行 令
- ⑥ 国 税 徴 収 法 施 行 規 則
- ⑦ 滞 納 処 分 と 強 制 執 行 等 と の  
手 続 の 調 整 に 関 す る 法 律
- ⑧ 滞 納 処 分 と 強 制 執 行 等 と の  
手 続 の 調 整 に 関 す る 政 令
- ⑨ 滞 納 処 分 と 強 制 執 行 等 と の  
手 続 の 調 整 に 関 す る 規 則
- ⑩ 行 政 不 服 審 査 法

中央経済社

# 国税通則 法規集 国税徵収

【昭和58年6月1日現在】

- ① 国 稅 通 則 法
- ② 国 稅 通 則 法 施 行 令
- ③ 国 稅 通 則 法 施 行 規 則
- ④ 国 稅 徵 収 法
- ⑤ 国 稅 徵 収 法 施 行 令
- ⑥ 国 稅 徵 収 法 施 行 規 則
- ⑦ 滞納処分と強制執行等との手  
続の調整に関する法律
- ⑧ 滞納処分と強制執行等との手  
續の調整に関する政令
- ⑨ 滞納処分と強制執行等との手  
續の調整に関する規則
- ⑩ 行 政 不 服 審 査 法

国税通則 法規集

昭和五十八年六月一日現在

昭和五十八年七月五日

印刷

昭和五十八年七月十日

発行

編集 日本税理士会連合会  
中央經濟社会

印刷者 渡辺正一

発行所 株式 (株) 文唱堂  
会社 中央経済社

東京都千代田区神田神保町一ノ三二ノ二  
電話 編集部 (293293) 三三七一 (代)  
営業部 三三八一  
振替口座 振替口座・東京〇一八四三二

落丁本・乱丁本はお取替えします

ISBN4-481-80066-8 C2034

## ◇ 正確で見やすい税法規通達集 ◇

### 所得税法規集

所得税法・同施行令・同施行規則・少額貯蓄等利用者カード様式に関する省令・所得税法関係告示・租税特別措置法・同施行令・同施行規則・同関係告示

### 所得税取扱通達集

所得税関係通達・租税特別措置法関係通達・災害被害者減免等の通達

### 法人税法規集

法人税法・同施行令・同施行規則・耐用年数省令・法人税法同関係告示・租税特別措置法・同施行令・同施行規則・同関係告示・参考法規

### 法人税取扱通達集

法人税取扱通達・租税特別措置法関係通達・減価償却資産耐用年数省令・その他

### 相続税法規通達集

相続税法・同施行令・同施行規則・同関係告示・同関係通達・租税特別措置法(抄)・民法(抄)

### 物品税法規通達集 酒税

物品税法・同施行令・同施行規則・同関係通達・租税特別措置法(物品税関係)

酒税法・同施行令・同施行規則・同関係通達・租税特別措置法(酒税法関係)

### 国税通則法規集 国税徵收

国税通則法・国税徵收法・滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律及び各政令省令・行政不服審査法

### 地方税法規集

地方税法・同施行令・同施行規則・申告書の統一様式

◇ 中央経済社 ◇

# 国税通則法規集

国税通則法	一
国税通則法施行令	四九
国税通則法施行規則	六六
国税徵收法	八一
国税徵收法施行令	三三
国税徵收法施行規則	三六
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律	四四
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令	五五
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則	六七
行政不服審査法	七七

# 国税通則法

(昭和三十七年四月二日法律第六六号)  
〔最終改正昭和五十六年法律第六六号〕

## 目 次

第一章 総則	第一節 通則 (第一条—第四条)	二二二
	第二節 国税の納付義務の承継等 (第五条—第九条)	三三三
	第三節 期間及び期限 (第十条—第十二条)	三四四
	第四節 送達 (第十二条—第十四条)	四五四
	第二章 国税の納付義務の確定	五六六
	第一節 通則 (第十五条—第十六条)	六六六
	第二節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続 (第十七条—第三十三条)	七七七
	第三章 納税申告 (第十七条—第二十二条)	七八八
	第一款 更正の請求 (第二十三条)	九九九
	第二款 更正又は決定 (第二十四条—第三十条)	一〇一〇
	第三款 賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続 (第三十一条—第三十三条)	一一一
	第四章 国税の納付及び徵収	一二二
	第一節 国税の納付 (第三十四条—第三十五条)	二二三
	第二節 國稅の徵收	三四四
	第一款 納税の請求 (第三十六条—第三十九条)	三四四
	第二款 滞納処分 (第四十条)	五六六
	第三節 雜則 (第四十一条—第四十五条)	六六六
	第四章 納税の猶予及び担保	七七七
	第一節 納税の猶予 (第四十六条—第四十九条)	七八七
	第二節 担保 (第五十条—第五十五条)	九九九
	第五章 国税の還付及び還付加算金	一〇一〇
	第六章 附帯税	一一一一
第一节 延滞税及び利子税 (第六十条—第六十四条)	一一一一	

第七章 加算税 (第六十五条—第六十九条) ..... 元  
第一節 国税の更正、決定、徵收、還付等の期間制限

第二節 国税の更正、決定等の期間制限

元

第三節 還付金等の消滅時効 (第七十四条) ..... 元

第八章 不服審査及び訴訟 (第七十条—第七十三条) ..... 元

第一節 不服審査 ..... 元

第二節 訴訟 (第七十四条—第七十六条) ..... 元

第三節 審査請求 (第八十七条—第一百三条) ..... 元

第四節 雜則 (第一百四条—第一百十三条) ..... 元

第五節 异議申立て (第八十一条—第八十六条) ..... 元

第六節 新設 (第一百四十四条—第一百六十六条) ..... 元

第七節 雜則 (第一百七十七条—第一百二十五条) ..... 元

第八節 領則 (第一百二十六条—第一百二十七条) ..... 元

附則

# 第一章 総 則

## 第一節 通 則

**第一条** この法律は、国税についての基本的な事項及び其通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

**一 国税** 国が課する税のうち關稅、とん稅及び特別とん稅以外のものをいう。

**二 源泉徵収等による國稅** 源泉徵収に係る所得稅、有價証券取引稅法（昭和二十八年法律第二百二号）に規定する証券会社が同法の規定により徵収して納付すべき有價証券取引稅及び通行稅（これらの税に係る附帶稅を除く。）をいう。

**三 消費稅** 酒稅、砂糖消費稅、揮發油稅、地方道路稅、石油ガス稅、石油稅、物品稅、トランプ類稅及び入場稅をいう。

**四 附帶稅** 国稅のうち延滞稅、利子稅、過少申告加算稅、無申告加算稅、不納付加算稅及び重加算稅をいう。

**五 納稅者** 国稅に関する法律の規定により國稅（源泉徵收等による國稅を除く。）を納める義務のある者（国稅徵收法（昭和三十四年法律第二百四十七号）に規定する第二次納稅義務者及び國稅の保証人を除く。）及び源泉徵収等による國稅を徵収して國に納付しなければならない者をいう。

**六 納稅申告書** 申告納稅方式による國稅に關し國稅に関する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他

当該事項に關し必要な事項を記載した申告書をいい、國稅に關する法律の規定による國稅の還付金（以下「還付金」という。）の還付を受けるための申告書でこれらに含まれの事項を記載したものとす。

**イ 課稅標準**（國稅に關する法律に課稅標準額又は課稅標準数量の定めがある國稅については、課稅標準額又は課稅標準数量。以下同じ。）

口

**ハ 所得稅法**（昭和四十年法律第三十三号）又は法人稅法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は欠損金額でその年又はその事業年度以前において生じたもののうち、これらの法律の規定により翌年以後の年分若しくは翌事業年度以後の事業年度分の所得の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前年分若しくは前事業年度以前の事業年度分の所得に係る還付金の額の計算の基礎となることができるもの（以下「純損失等の金額」という。）

二

**二 納付すべき税額** 還付金の額に相当する税額

本

**八 法定申告期限** 国稅に關する法律の規定により納稅申告書を提出すべき期限をいう。

**九 法定期納期限** 国稅に關する法律の規定により國稅を納付すべき期限（次に掲げる國稅については、それぞれ次に掲げる期限又は日）をいう。この場合において、第三十八条第二項（繰上請求）に規定する繰上げに係る期限及び所納稅法、法人稅法若しくは相続稅法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定による延納（以下「延納」という。）、第四十七条第一項（納稅の猶予）に規定する納稅の猶予又は徵收若しくは滞納処分に關する猶予に係る期限は、

当該国税を納付すべき期限に含まれないものとする。

## イ 第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定

により納付すべき額をその国務に係る期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなして國税に関する法律の規定を適用した場合におけるその國税を納付すべき期限

國税に関する法律の規定により國税を納付すべき期限とされている日後に納税の告知がされた國税（ハ又

八  
国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に亘つて徵収するものとされて、から成る課税行為

による国税 当該事実が生じた日  
附帯税 その納付又は徵収の基団となる國税を納付

**すべき期限**（当該国税がイからハまでに掲げる国税に該当する場合は、それぞれ当該国税に係るイからハまでに掲げ

課税期間　　國税に関する法律の規定により国税の課税する期限又は日)

標準の計算の基礎となる期間をいう。  
強制換価手続 帰納処分（その例による処分を含む。）、

強制執行 担保権の実行としての競売 行手続及び破産手続をいう。 企業担保権の実

第一類 法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「人格のない社団等」という。）は、法人と

**【条** この法律に規定する事項で他の国税に関する法律に別段の定めがあるものは、その定めるところによる。

## 第二節 国税の納付義務の承継等

共に係る國税の  
納付義務  
の民法等  
の規定  
の適用

限定期間  
及び期日  
の計算

**第八条** 国税に関する法律の規定により国税を連帯して納付する義務については、民法第四百三十二条から第四百三十四条まで、第四百三十七条及び第四百三十九条から第四百四十四条まで（連帯債務の効力等）の規定を準用する。

**第九条** 共有物、共同事業又は当該事業に属する財産に係る国税は、その納税者が連帯して納付する義務を負う。

### 第三節 期間及び期限

**第十条** 国税に関する法律において日、月又は年をもつて定める期間の計算は、次に定めるところによる。

一 零時から始まるとき、又は国税に関する法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。

三 前号の場合において、月又は年の始めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年ににおいてその起算日に応当する日前日に満了する。ただし、最後の月にその応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

2 他書類の提出、通知、納付又は徵収に関する期限（時をもつて定める期限その他の政令で定める期限を除く。）が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日その他一般の休日又は政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日をもつてその期限とみなす。

**第十一条** 国税局長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税關長は、灾害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徵収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めると

連書類の送

規  
一  
規  
一  
規  
一

規  
一

ころにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。

### 第四節 送 達

**第十二条** 国税に関する法律に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類は、郵便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下同じ。）に送達する。ただし、その送達を受けるべき者に納稅管理人があるときは、その住所又は居所に送達する。

2 通常の取扱いによる郵便によつて前項に規定する書類を発送した場合には、その郵便物は、通常到達すべきあつた時に送達があつたものと推定する。

3 稅務署長その他の行政機関の長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者（第一項に記載の場合にあつては、納稅管理人。以下この節において同じ。）の氏名（法人については、名称。以下第十四条第二項（公示送達）において同じ。）であつて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成して置かなければならぬ。

4 交付送達は、当該行政機関の職員が、第一項の規定により送達すべき場所において交付することができる。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

5 次の各号の一に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行なうことができる。

一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に会わぬ場合その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付すること。

送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由を差し置くこと。

由がなく書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと。

**第十三条** 相続があつた場合において、相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長（国税審判官を含む。）が発する書類（滞納処分（その例による処分を含む。）に関するもの除外。）で被相続人の国税に関するものを受領する代表者をその相続人のうちから指定することができる。

この場合において、その指定に係る相続人は、その旨を当該税務署長その他の行政機関の長（国税審判官の発する書類については、国税不服審判所長）に届け出なければならない。

2 前項前段の場合において、相続人のうちにその氏名が明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、同項後段の税務署長その他の行政機関の長は、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。この場合において、その指定をした税務署長その他の行政機関の長は、その旨をその指定に係る相続人に通知しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する代表者の指定に關し必要な事項は、政令で定める。

4 被相続人の国税につき、その者の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした国税に関する法律に基づく処分で書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類が送達された場合には、当該国税につきすべての相続人に対してされたものとみなす。

**第十四条** 第十二条（書類の送達）の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達に起因困難な事情があると認められる場合には、税務署長その他の行政機関の長は、その送達に代えて公示送達をすることがで

きる。

2 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び税務署長その他の行政機関の長がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該行政機関の掲示場に掲示して行なう。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

定税付びの納  
額その成立義  
務の確き納及務

## 第二章 国税の納付義務の確定

### 第一節 通 則

**第十五条** 国税を納付する義務（源泉徴収等による国税については、これを徵収して國に納付する義務。以下「納税義務」という。）が成立する場合には、その成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税を除き、国税に関する法律の定める手続により、その国税についての納付すべき税額が確定されるものとする。

2 納税義務は、次の各号に掲げる国税（第一号から第十四号までにおいて、附帯税を除く。）については、当該各号に掲げる時（当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時）に成立する。

一 所得税（次号に掲げるものを除く。） 暦年の終了の時

二 源泉徴収による所得税、利子、配当、給与、報酬、料金その他源泉徴収をすべきものとされている所得の支払の時

三 法人税 事業年度の終了の時

四 相続税 相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）による財産の取得の時

五 贈与税 贈与（贈与者の死後により効力を生ずる贈与を除く。）による財産の取得の時

六 消費税 課税物件の製造場（石油ガス税については石油ガスの充てん場とし、石油税については原油の採取場とする。）からの移出又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。以下同じ。）からの引取りの時（販売業者の小売した物品に課される物品税についてはその小売の時とし、入場税については入場料金の領收の時とする。）

- 七 航空機燃料税 航空機燃料の航空機への積込みの時  
八 電源開発促進税 販売電気の料金の支払を受ける権利の確定の時
- 九 有価証券取引税 有価証券の譲渡の時
- 十 通行税 運賃又は料金の領收の時
- 十一 取引税 商品取引所における売買取引の時  
十二 自動車重量税 自動車検査証の交付若しくは返付の時又は届出軽自動車についての車両番号の指定の時
- 十三 印紙税 課税文書の作成の時
- 十四 登録免許税 登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の時
- 十五 過少申告加算税、無申告加算税又は第六十八条第一項若しくは第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定による重加算税 法定申告期限の経過の時
- 十六 不納付加算税又は第六十八条第三項の規定による重加算税 法定納期限の経過の時
- 十七 納税義務の成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税は、次に掲げる国税とする。
- 一 所得税法第二編第五章第一節（予定納税）（同法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税（以下「予定納税による所得税」という。）
- 二 源泉徴収等による国税
- 三 納付すべき有価証券取引税  
四 自動車重量税
- 五 印紙税（印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十一條から第十三条まで（申告納税方式による印紙税）の規定の適用を受ける印紙税及び過怠税を除く。）  
六 登録免許税
- 七 日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第三十一条ノ

二 (発行税) の規定による発行税 (以下「日本銀行券発行税」という)

八 延滞税及び利子税

第十六条 国税についての納付すべき税額の確定の手続については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方の内容は、当該各号に掲げるところによる。

一 申告納税方式 納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合は、その申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつた場合その他該税額が税務署長又は税

関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

二 賦課税方式 納付すべき税額がもっぱら税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

三 国税 (前条第三項各号に掲げるものを除く) についての納付すべき税額の確定が前項各号に掲げる方式のうちいずれは税関長の処分により確定する方式をいう。

四 税額 (前条第三項各号に掲げるものを除く) に付すべき税額が成立するかは、次に定めるところによる。

一 納税義務が成立する場合において、納税者が、国税に関する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされている国税 申告納税方式 賦課税方式

二 前号に掲げる国税以外の国税 賦課税方式

第二節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続

第一款 納税申告

第十七条 申告納税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない。

二 前項の規定により提出する納税申告書は、期限内申告書といふ。

二 前項の規定により提出する納税申告書は、期限後申告書といふ。

三 期限後申告書には、その申告に係る国税の期限内申告書に記載すべきものとされている事項を記載し、その期限内申告書に添附すべきものとされている書類があるときは当該書類を添附しなければならない。

四 第十九条 納税申告書を提出した者 (その相続人その他該税額を添附しなければならない。) は、次に各号の一に該当する場合には、その申告に付した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含む。

五 第二十三条第一項及び第二項 (更正の請求) において同じ。は、次に各号の一に該当する場合には、その申告について第二十四条 (更正) の規定による更正があるまで

は、その申告に係る課税標準等 (第二条第六号イからハまで (定義)) に掲げる事項をいう。以下同じ。又は税額等 (同号ニからハまでに掲げる事項をいう。以下同じ。) を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

一 先の納税申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に不足額があるとき。

二 先の納税申告書に記載した純損失等の金額が過大であるとき。

三 先の納税申告書に記載した還付金の額に相当する税額

の中途で死亡した場合の確定損失申告) 又は第百二十七条第三項 (年同法第一百六十六条规定 (非居住者に対する準用) において準用する場合を含む) の規定による申告書を提出することができる者でその提出期限内に当該申告書を提出しなかつたもの及びこれらの者の相続人その他これら者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含む) は、その提出期限後においても、第二十五条 (決定) の規定による決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出することができる。

が過大であるとき。

四 先の納税申告書に当該申告書の提出により納付すべき税額を記載しなかつた場合において、その納付すべき税額があるとき。

第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定を受けた者（その相続人その他当該更正又は決定を受けた者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含む。第二十三条第二項において同じ。）は、次の各号の一に該当する場合には、その更正又は決定について同条の規定による更正があるまでは、その更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

一 その更正又は決定により納付すべきものとしてその更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された税額に不足額があるとき。

二 その更正に係る更正通知書に記載された純損失等の金額が過大であるとき。

三 その更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された還付金の額に相当する税額が過大であると

て、納付すべき税額がない旨の更正を受けた場合において、納付すべき税額があるとき。

3 前二項の規定により提出する納税申告書は、修正申告書といふ。

4 修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添附すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものと記載した書類を添附しなければならない。

一一 その申告前の課税標準等及び税額等  
一二 その申告後の課税標準等及び税額等  
三 その申告に係る次に掲げる金額

#### (修正申告書の提出等)

イ その申告前の納付すべき税額がその申告により増加するときは、その増加する部分の税額  
ロ その申告前の還付金の額に相当する税額がその申告により減少するときは、その減少する部分の税額  
ハ 所得税法第百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）（同法第一百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）又は法人税法第八十一条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）（同法第一百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により還付する金額（以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。）に係る第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうち口に掲げる税額に対応する部分の金額の規定により還付するもののか、当該期限内申告書に記載すべきものとされている事項でその申告に係るものとの他参考となるべき事項

**第二十条** 修正申告書で既に確定した納付すべき税額を増加させるものの提出は、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。  
**第二十一条** 紳税申告書は、その提出の際ににおけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2 所得税、法人税、相続税、贈与税又は電源開発促進税に係る納税申告書については、当該申告書に係る課税義務が開始した時（課税期間のない国税については、その納税義務の成立の時）以後にその納税地に異動があつた場合においては、当該異動に係る納税地を所轄する税務署長で現在納税者が当該異動に係る納税地を所轄する税務署長で現在の納税地を所轄する税務署長以外のものに対し当該申告書を提出したときは、その提出を受けた税務署長は、当該申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、現在の納税地を所轄する税務署長に提出された

ものとみなす。

**3** 前項の納税申告書を受理した税務署長は、当該申告書を現在の納税地を所轄する税務署長に送付し、かつ、その旨をその提出をした者に通知しなければならない。

4 保税地域からの引取りに係る消費税で申告納税方式によるもの（以下「輸入品に係る申告消費税」という。）について

の納税申告書は、第一項の規定にかかるらず、当該消費税の納稅地を所轄する税関長に提出しなければならない。この場合においては、第十七条から第十九条まで（納税申告）の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。  
**第二十二条 納税申告書**（当該申告書に添附すべき書類その他當該申告書の提出に關連して提出するものとされ得る書類を含む。）が郵便により提出された場合に、その表示が正しいとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物について通常要する郵送日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

卷之三

**第二十三条** 納税申告書を提出した者は、次の各号の一に該当する場合は、当該申告書で係る納税の法定申告期限から

ら一年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等(三該課税標準等又は税額等に関する次条又は「更正」という)があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることがで  
きる。

当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合

合には、当該更正後の税額)が過大であるとき。

一 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に純損失等の金額の記載がなかつたとき。

三 第一号に規定する理由により、当該申告書に記載しなかった還付金の額に相当する税額（当該税額に関し更正があつた場合は、当該更正後の税額）が過少であるとき、又は当

該申告書(当該申告書に關し更正があつた場合には、更正通知書)に還付金の額に相当する税額の記載がなかつたとき。

納税申告書を提出した者又は第二十五条(決定)の規定による決定(以下この項において「決定」といふ。)を受けた者は、次の各号の一に該当する場合(納税申告書を提出した者はついては、当該各号に掲げる期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求

(以下「更正の請求」といふ)をすることができる。その申告は、更正等は算額等の計算の基礎となつた事実に關する訴えについての「判決と同一」の効力を有する和解その他行為を含む。」に付し、その事実が當該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき。その確定した日の翌日から起算して二ヶ月以内

二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税率等の計算に当たつてその申告をし、又は決定を受けた者で帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があつたとき。当該更正又は決定があつた日の翌

三 日から起算して二月以内  
三 その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき。当該理由が生じた日の翌日から起算して二月以内

3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。

4 税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

5 更正の請求があつた場合においても、税務署長は、その請求に係る納付すべき国税（その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。）の徵収を猶予しない。ただし、税務署長において相当の理由があると認めるときは、その国税の全部又は一部の徵収を猶予することができる。

6 輸入品に係る申告消費税についての更正の請求は、第一項の規定にかかるわらず、税関長に対し、するものとする。この場合においては、前三項の規定の適用については、これららの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。

7 前二条の規定は、更正の請求について準用する。

### 第三款 更正又は決定

第二十四条 税務署長は、納稅申告書の提出があつた場合において、その納稅申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところ異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

第二十五条 税務署長は、納稅申告書を提出する義務がある

再更正	は國税局又は國税員基の調査結果
又は決定	又は決定又は更正又は決定の手続

と認められる者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する。ただし、決定により納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額が生じないときは、この限りでない。

第二十六条 税務署長は、前二条又はこの条の規定による更正又は決定をした後、その更正又は決定をした課税標準等又は税額等が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を更正する。

第二十七条 前三条の場合において、国税庁又は国税局の当該職員の調査があつたときは、税務署長は、当該調査の結果による更正又は決定をすることに基礎づき、これらの規定による更正又は決定をすることができる。

第二十八条 第二十四条から第二十六条规定まで（更正・決定の規定による更正又は決定（以下「更正又は決定」という。）は、税務署長が更正通知書又は決定通知書を送達して行なう。

2 更正通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その更正が前条の調査に基づくものであるときは、その旨を附記しなければならない。

一 その更正前の課税標準等及び税額等  
二 その更正後の課税標準等及び税額等

3 その更正に係る次に掲げる金額

イ その更正前の納付すべき税額がその更正により増加するときは、その増加する部分の税額

ロ その更正前の還付金の額に相当する税額がその更正により減少するときは、その減少する部分の税額

ハ 純損失の繰戻し等による還付金額に係る第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうちロに掲げる税額に対応す

る部分の金額

二 その更正前の納付すべき税額がその更正により減少するときは、その減少する部分の税額

ホ その更正前の還付金の額に相当する税額がその更正により増加するときは、その増加する部分の税額

第三十九条 第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正（以下「更正」という。）で既に確定した納付すべき税額を増加させるものは、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

2 既に確定した納付すべき税額を減少させる更正は、その

更正により減少した税額に係る部分以外の部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

3 判決により減少した税額に係る部分以外の部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

第三十条 更正又は決定は、これらの処分をする際におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長が行なう。

2 所得税、法人税、相続税、贈与税又は電源開発促進税については、これらの国税の課税期間が開始した時（課税期間のない国税については、その納税義務の成立の時以後にその納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地で現在の納税地以外のもの（以下この項において「旧納税地」という。）を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないと判明しないことにつきやむを得ない

申告  
課税標準  
賦課決定

事情があるときは、その旧納税地を所轄する税務署長は、前項の規定にかかわらず、これらの国税について更正又は決定をすることができる。

3 前二項に規定する税務署長は、更正又は決定をした後、当該更正又は決定に係る国税につき既に適法に、他の税務署長に対し納税申告書が提出され、又は他の税務署長が決定をしたため、当該更正又は決定をすべきでなかつたものであることを知つた場合には、遅滞なく、当該更正又は決定を取り消さなければならない。

4 輸入品に係る申告消費税についての更正又は決定は、第一項の規定にかかわらず、当該消費税の納税地を所轄する税務署長が行なう。この場合においては、第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）又は第二十八条（更正又は決定の手続）の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税務署長」とする。

### 第三節 賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続

賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続

第三十一条 賦課課税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、その国税の課税標準を記載した申告書をその提出期限までに税務署長に提出しなければならない。

第三十二条 第二十二条第一項（納税申告書の提出先）及び第二十二条（郵送に係る納税申告書の提出時期）の規定は、前項の申告書（以下「課税標準申告書」という。）について準用する。

2 第二十二条第一項（納税申告書の提出先）及び第二十二条（課税標準申告書の提出時期）の規定は、前項の申告書（以下「課税標準申告書」という。）について準用する。

一 課税標準申告書の提出があつた場合において、当該申

告書に記載された課税標準が税務署長の調査したところと同じであるとき。納付すべき税額

二 課税標準申告書を提出すべきものとされている国税につき当該申告書の提出がないとき、又は当該申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準が税務署長の調査したところと異なるとき。

三 課税標準申告書の提出を要しないとき。課税標準

(第六十九条(加算税の税目)に規定する加算税及び過怠税に付しては、その計算の基礎となる税額。以下この条において同じ。)及び納付すべき税額

四 税務署長は、前項又はこの項の規定による決定をした後、その決定をした課税標準(前項第一号に掲げる場合については、同号の課税標準申告書に記載された課税標準)又は納付すべき税額が过大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該決定に係る課税標準及び納付すべき税額を変更する決定をする。

五 第一項の規定による決定は、税務署長がその決定に係る課税標準及び納付すべき税額を記載した賦課決定通知書(第一項第一号に掲げる場合にあつては、納税告知書)を送達して行なう。

六 第一項の規定による決定は、税務署長が次に掲げる事項を記載した賦課決定通知書を送達して行なう。

七 その決定前の課税標準及び納付すべき税額

八 その決定後の課税標準及び納付すべき税額

九 その決定前の納付すべき税額がその決定により増加し、又は減少するときは、その増加し、又は減少する納付すべき税額

十 第二十七条(国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正及び第二十九条(更正等の効力))の規定は、第一項又は第

二項の規定による決定(以下「賦課決定」という。)について準用する。

第三十三条 賦課決定は、その賦課決定の際ににおけるその國税の納稅地(以下この条において「現在の納稅地」という。)を所轄する税務署長が行なう。

二 所得税、法人税、相続税、贈与税又は電源開発促進税に係る第六十九条(加算税の税目)に規定する加算税については、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税務署長は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する更正若しくは決定又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出により納付すべき国税に係る当該加算税についての賦課決定をすることができる。

一 第三十条第二項(更正又は決定の所轄庁の特例)の更正又は決定があつたとき。当該更正又は決定をした税務署長

二 更正若しくは第二十五条(決定)の規定による決定で前号に規定するもの以外のもの又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出(第二十一条第二項(納税申告書の提出は修正申告書の提出に該当する場合にあつては、同条第三項の規定による当該申告書の送付))があつた後に当該国税の納稅地に異動があつた場合において、その異動に係る納稅地で現在の納稅地以外のもの(以下この号において「旧納稅地」という。)を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納稅地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるとき。旧納稅地を所轄する税務署長

三 保稅地域からの引取りに係る消費税で賦課課税方式によるものその他税関長が徵收すべき消費税についての賦課決定は、第一項の規定にかかるわらず、当該消費税の納稅地を所轄する税關長が行なう。この場合においては、前二条の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあ